

令和4年9月16日

### 実行関税率表の記載内容に係る訂正について

税関ホームページに掲載しておりました 2003年1月版から2011年8月版までの実行関税率表につきまして、第29類の「関税率（WTO協定税率）」に、以下の誤りがございましたので、お知らせいたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

なお、現在は訂正後のものを掲載しております。

	統計番号		品名	関税率（WTO協定税率）
（正）	2903.44	100	ジクロロテトラフルオロエタン（CFC-114）（※）	無税
（誤）	2903.44	100	ジクロロテトラフルオロエタン（CFC-114）	3.1%

（注）（※）印を付している物質のWTO協定税率には、WTO医薬品関税撤廃に係る措置に基づき、無税が適用されます。

関税率に誤りのあった上記期間に該当する品目を輸入された方に対しては、関税の過納分につき、関税法等に基づき返還の処理をさせていただくこととしております。ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先（関税局業務課）にお問合せください。

連絡・問い合わせ先  
（訂正内容について）  
関税局 第一参事官室  
TEL：03-3581-4111 内線（2501）  
（輸入手続きについて）  
関税局 業務課  
TEL：03-3581-4111 内線（5973）